

ユニバーサル社会推進会議（第1回）

議事次第

平成31年1月25日
10:00～10:30
8号館8階特別大会議室

1 開 会

- 2 議 題
- (1) ユニバーサル社会推進会議の開催について
 - (2) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表について
 - (3) 各省庁におけるユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の現在の取組等について

3 閉 会

配付資料

- 資料1 ユニバーサル社会推進会議の開催について(案)
- 資料2 ユニバーサル社会推進会議構成員(案)
- 資料3 ユニバーサル社会推進会議幹事会構成員(案)
- 資料4 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況のとりまとめ・公表について(案)

- 参考資料1 オリパラ事務局によるユニバーサル社会の実現に向けた取組
- 参考資料2 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(抜粋)

資料 1

ユニバーサル社会推進会議の開催について（案）

平成31年1月 日
関係省庁申合せ

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第13条の規定に基づき、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

1. 組織

- (1) 推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- (2) 推進会議に議長を置く。議長は、内閣府の副大臣をもって充てる。
- (3) 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体等に出席を要請することができる。

2. 幹事会

推進会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員のうち、推進会議において別途定める官職にある者とする。

3. 庶務

推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

ユニバーサル社会推進会議構成員

共生社会政策、消費者及び食品安全を担当する内閣府副大臣（議長）

オリンピック・パラリンピックを担当する内閣府大臣政務官

防災を担当する内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

総務大臣政務官

法務大臣政務官

外務大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

国土交通大臣政務官

環境大臣政務官

警察庁長官官房長

ユニバーサル社会推進会議構成員（案）

左藤 章 内閣府副大臣（議長）

白須賀貴樹 内閣府大臣政務官

舞立 昇治 内閣府大臣政務官

安藤 裕 復興大臣政務官

國重 徹 総務大臣政務官

門山 宏哲 法務大臣政務官

山田 賢司 外務大臣政務官

中村 裕之 文部科学大臣政務官

新谷 正義 厚生労働大臣政務官

濱村 進 農林水産大臣政務官

石川 昭政 経済産業大臣政務官

工藤 彰三 国土交通大臣政務官

勝俣 孝明 環境大臣政務官

中村 格 警察庁長官官房長

（平成 31 年 1 月 25 日現在）

ユニバーサル社会推進会議幹事会構成員（案）

平成31年1月 日
ユニバーサル社会推進会議決定

- （議長） 内閣府大臣官房審議官
- （構成員） 内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局参事官
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
付参事官（総合調整・高齢社会対策担当）
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）
警察庁長官官房参事官
消費者庁消費者政策課長
復興庁統括官付参事官
総務省大臣官房企画課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
外務省総合外交政策局人権人道課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
経済産業省商務情報政策局
商務・サービスグループ医療・福祉機器産業室長
国土交通省総合政策局安心生活政策課長
環境省自然環境局自然環境整備課長

ユニバーサル社会の実現に向けた
諸施策の実施状況のとりまとめ・公表について（案）

1 とりまとめ内容

法第2条第3号イ～ホに規定する「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策」に該当する

①法制度、基本計画等の概要、各年度の実施状況（施行、見直し等）

②事業の概要、各年度の実施状況（実施実績等）

2 とりまとめ時期、公表方法

年度ごとに内閣府でとりまとめ、原則として7月から8月頃にHP公表

3 公表の形式

○第2条第3号を踏まえて項目立てを行うが、法第8条の留意事項に十分配慮する。（別紙）

○障害者、高齢者等が読みやすい形式での公表を検討する。

（テキスト形式でのデータ掲載など）

平成 30 年度 ユニバーサル社会の実現に向けた
諸施策の実施状況 構成（案）

1 障害者・高齢者等に対する社会的障壁の除去

（注）ユニバーサル社会に関する教育・学習の振興、広報活動の充実（法第 10 条）を含む。

2 障害者・高齢者等のあらゆる分野への活動参画機会の確保

3 障害者・高齢者等の安全・安心な生活の実現

4 障害者・高齢者等の円滑な情報の取得・利用

5 障害者・高齢者に利用しやすい施設・製品等

（注）施設・製品の普及及びそのための調査研究、技術開発、成果の普及等（法第 11 条）を含む。

注） 執筆に当たっては、法第 8 条の留意事項として掲げられている以下の事項に該当する施策について、関係する上記 1～5 のいずれかの項目に記載する。複数の項目に該当する事項は、それぞれに記載する。

（1）障害者等に対する教育の内容・方法の改善・充実

（2）障害者・高齢者等の多様な就業機会の確保

（3）障害者・高齢者等の移動上及び施設利用上の利便性・安全性の確保

（4）障害者・高齢者等の意思疎通手段及び情報の取得・利用手段の確保

（5）障害者・高齢者等に対する必要な防災上の措置

（6）障害者・高齢者等の円滑な投票の実施

オリパラ事務局による ユニバーサル社会の実現 に向けた取組

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」

- 東京大会を契機として、全国で世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備するとともに心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現すべく、2017年2月に第1回閣僚会議において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定

計画決定の経緯

- 東京大会を契機として、全国に「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進していくため、2016年2月、オリパラ担当大臣を議長とするユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を設置し、様々な障害者団体等の参画を得て、施策を総合的に検討。

(昨年12月までに、障害者団体の参画する分科会を計12回開催)

- 2017年2月、障害者団体9団体の出席を得て、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議(関係府省等連絡会議を関係閣僚会議に格上げ)を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定



(第1回閣僚会議の様子)

ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議

【議長】東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

【副議長】内閣官房長官

【構成員】国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（障害者施策）、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

※障害者団体も出席し意見交換を実施。

1. 共通の認識

- ・2020年のパラリンピックは、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取組を展開すべき
- ・「障害の社会モデル」の考え方を共有し、全国で人々の心にある障壁の除去に向けた取組（「心のバリアフリー」）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインの街づくり）を進めるべき

2. 政策立案段階からの障害者参画施策

- ・障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること

3. 主な具体的施策

「心のバリアフリー」

- ・学習指導要領改訂を通じ、すべての子供達に「心のバリアフリー」を推進するとともに、パラリンピック教育の実施などパラリンピックの認知度向上を図る
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及

ユニバーサルデザインの街づくり

- ・東京大会に向けた取組
 - － 会場やインフラのバリアフリー化（主要鉄道駅、空港、バス、タクシー）
- ・東京大会のレガシーとなる取組み
 - － バリアフリー法、交通バリアフリー基準、ホテルの建築物に係る設計基準の改正

4. 2020年に向けた実行性担保のための継続的な方策

- ・2020年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等の参画のもとフォローアップを行い、関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保

第3回ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議

- 平成30年12月、第3回ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催。
- 障害者の視点を施策に反映させる更なる枠組みとして、「ユニバーサルデザイン2020評価会議」の設立を決定するとともに、国際パラリンピック委員会（IPC）パーソンズ会長も出席し、11の障害者団体と関係閣僚が意見交換を実施。

議事

- ◆ユニバーサルデザイン2020の加速について
 - －2020年度からすべての子供たちへ「心のバリアフリー」教育を全面实施
 - －バリアフリー法の改正及び鉄道駅・ホテル等のバリアフリー基準の見直し
 - －障害者の視点を施策に反映させる更なる枠組み（ユニバーサルデザイン2020評価会議）の創設
- ◆共生社会ホストタウンの取組みについて
- ◆意見交換（主な関係閣僚、障害者団体、IPCパーソンズ会長）

<意見交換におけるIPCパーソンズ会長コメント>
「行動計画を実行している日本の取組を評価し、信頼している」、「取組は大会の後もレガシーとして継続するよう期待する」



11の参加障害者団体

- ・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟
- ・社会福祉法人日本盲人会連合
- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- ・一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- ・社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
- ・特定非営利活動法人D P I 日本会議
- ・一般社団法人日本パラリンピアンズ協会
- ・公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- ・一般社団法人日本難病・疾病団体協議会



ユニバーサルデザイン2020評価会議

○ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき各省庁が実行している施策について、「ユニバーサルデザイン2020評価会議」の中で、13の障害者団体及び学識経験者からの評価を踏まえ、改善を重ねることにより、行動計画の実行を加速

東京オリンピック・パラリンピック推進本部
本部長：安倍内閣総理大臣 副本部長：櫻田オリパラ大臣、菅官房長官

ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議
議長：櫻田オリパラ大臣 副議長：菅官房長官
・行動計画の決定 ・行動計画の進捗管理

ユニバーサルデザイン2020評価会議
議長：平田オリパラ事務局長
・障害当事者（構成員の過半数） ・学識経験者

報告

評価会議にて
改善を提案

提案

内閣官房にて
進捗を確認

措置内容等の確認

関係各省で
提案に基づき
施策を検討し
改善等を措置

※年度単位でこのサイクルにて加速化プロセスを実施する

加速化プロセス

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサル社会 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。
- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。
- 三 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策 全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策をいう。
 - イ 障害者、高齢者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（ホ及び第十条において「社会的障壁」という。）を除去すること。
 - ロ 障害者、高齢者等が、その個性と能力を十分に発揮し、政治、経済、教育、文化芸術、スポーツその他のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。
 - ハ 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。
 - ニ 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができること。
 - ホ 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとするることにより、社会的障壁を生じさせないこと。

第二章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

第七条 政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意)

第八条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

- 一 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育の内容及び方法の改善及び充実を図ること。
- 二 障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保すること。
- 三 障害者、高齢者等の自立及び社会における活動への参画を支援するために、まちづくりその他の観点を踏まえながら、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること。
- 四 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段を確保すること。
- 五 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置を講ずること。
- 六 法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができるようにすること。

(障害者、高齢者等の意見の反映)

第九条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 ユニバーサル社会推進会議

第十三条 政府は、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けるものとする。